

魚津市告示第135号

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について
魚津市建設工事標準請負契約約款（平成9年魚津市告示第12号）の一部を
次のように改正する。

令和8年5月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
(関連工事の調整)	(関連工事の調整)
第2条 (略)	第2条 (略)
<p>2 <u>発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p>	
(工程表及び請負代金内訳書)	(工程表及び請負代金内訳書)
第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。	第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)
<p>3 <u>内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p>	<p>3 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p>
第4条－第22条 (略)	第4条－第22条 (略)
(工期の変更方法)	(工期の変更方法)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	
(請負代金額の変更方法等)	(請負代金額の変更方法等)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 (略)	2 (略)

改正後	改正前
<p>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、<u>受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	
<p>4 (略)</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2-8 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2-8 (略)</p>
<p>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、<u>受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	
<p>第26条-第33条 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>(a) 第34条 (略)</p> <p>2-6 (略)</p>	<p>第26条-第33条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>(a) 第34条 (略)</p> <p>2-6 (略)</p>
<p>7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条、次条及び第46条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において、第3項の規定を準用する。</p>	<p>7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで及び第47条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において、第3項の規定を準用する。</p>
<p>8-10 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>(b) 第34条 (略)</p> <p>2-7 (略)</p>	<p>8-10 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>(b) 第34条 (略)</p> <p>2-7 (略)</p>
<p>8 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の第50条第1項の各年度の支払限度額の10分の4(第4項の中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)から当該年度において受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金額を含む。以下こ</p>	<p>8 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の第50条第1項の各年度の支払限度額の10分の4(第4項の中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)から当該年度において受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金額を含む。以下こ</p>

改正後	改正前
<p>の条、次条及び第46条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において、第3項の規定を準用する。</p>	<p>の条から第36条まで及び第47条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において、第3項の規定を準用する。</p>
<p>9-11 (略)</p>	<p>9-11 (略)</p>
<p>第35条 (略)</p>	<p>第35条 (略)</p>
<p>(前払金の使用等)</p>	<p>(前払金の使用等)</p>
<p>第36条 受注者は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p>
<p>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p>	
<p>第37条-第55条 (略)</p>	<p>第37条-第55条 (略)</p>
<p>(注) (略)</p>	<p>(注) (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。